蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に 規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。) を総合的かつ計画的に推進するに当たり、広く有識者等の意見を聴くため、 蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議(以下「有識者会議」とい う。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 有識者会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 総合戦略の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略の推進に関すること。
 - (3) その他市長が総合戦略に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 有識者会議は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる 者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市政について優れた識見を有する者
 - (2) 公募による市民(市内に在勤する者を含む。)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 有識者会議に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 有識者会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。